

国際学部「英国カルチュラル・ツーリズム&英語研修（特殊講義DまたはG）」の単位認定に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、「英国カルチュラル・ツーリズム&英語研修」の単位認定について定めることを目的とする。

（実施の所管）

第2条 国際学部国際交流委員会は「英国カルチュラル・ツーリズム&英語研修」の企画、運営を所管する。

（対象）

第3条 この内規に定める「英国カルチュラル・ツーリズム&英語研修」の単位認定対象者は国際学部所属学生で、原則として下記の参加資格を満たしている学生とする。

参加資格：原則として、「国際理解論」または「国際観光論」を履修中または単位修得済み、かつ言語科目（英語）を3単位以上修得済みの国際学部生

（単位認定の方法）

第4条 国際学部国際交流委員会および研修担当教員は事前研修・本研修の参加態度、事前・事後レポート、事前・事後の英語能力テストの内容などを総合的に評価して成績評価案を作成し、国際学部教務委員会の同意の後、教授会の承認を得るものとする。

2 単位認定を希望する学生に対しては成績を開示の上、以下の所定の単位を認定する。

「異文化コミュニケーション」・「英語多読・多聴演習」・「アカデミック・ライティング」のうちいずれか1科目2単位と、「特殊講義D」・「特殊講義G」のうちいずれか1科目2単位の計4単位

3 参加者のうち国際学部以外の学部にも所属する学生の単位認定は、各所属学部教務委員会に一任する。

（改廃）

第5条 この内規の改廃は国際学部教授会が決定する。

附 則

この内規は2021年6月16日より施行する。